

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名 (市町村コード)	小美玉市 (236)	
地域名 (地域内農業集落名)	玉川地区 (下玉里、川中子)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>■現状【令和5年度末現在】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手(認定農業者)の人数 25経営体(うち70歳以上6経営体) <p>■課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レンコン農家が多く、生産者の年齢が比較的若く、後継者がいる。 ・レンコンのイメージが強く、他の作物に取り組みにくい。 ・大地地帯の畑は傾斜があり、耕作が非効率的である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・ドローンやスマホで管理など、スマート農業を推進して若者の就農を進める。 ・個人での営農だけでなく、共同洗い場を設けるなど、集団で利用できる整備を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	251 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	251 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・未整備の畑の活用を進めるとともに、経営体の実情にあわせ集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・中間管理機構の情報を容易に得られるようにし、活用を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農道やパイプラインを更新する。 ・水田の排水路を再整備する。 ・未整備の畑を整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・大規模な経営者だけでなく、多様な農業従事者を支援する。 ・空き家を活用するなど、農業者が住みやすい地域にする。 ・学校などで営農の教育を実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・インターネットで受託案件を掲載し、空き時間に受託できる体制を整える。 ・農用地の受委託を促進し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--